

7月1日より

選定療養費の取り扱いが

変更になります

令和2年度の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院(当院該当)では、紹介状なしで受診する場合などにおいて、保険適用の診療とは別に、従来からの初診時選定療養費に加え、再診時選定療養について、国が定める料金をご負担いただくことが義務付けられました。

【初診時選定療養費】

医科：**5,500** 円(税込)

歯科：**3,300** 円(税込)

【再診時選定療養費】

医科：**2,750** 円(税込)

歯科：**1,650** 円(税込)

※初診時選定療養費(医科・歯科で別々に料金が発生します)

紹介状を持参せずに当院を初診で受診される場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

※再診時選定療養費(医科・歯科で別々に料金が発生します)

当院での治療により病状が安定し、他の医療機関に紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望する場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

国は地域の医療機関の適切な役割分担と連携を推進しており、まずは地域の医療機関を受診していただきますよう、よろしくお願いいたします。

病院長 田村 茂行